

兵庫県公報

令和6年9月20日 金曜日 第551号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和6年度砂利採取業務主任者試験の実施（地域産業立地課）	1
○ 県道の路線変更（道路保全課）	2
○ 道路の区域の決定及び供用開始（同）	2
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	3
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（建築指導課）	4
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	5
○ 同 上（同）	6
病院局公告	
○ 入札公告	6
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	8
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	9

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第9号）

通行する車両の高さの最高制限が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第883号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和6年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 試験日時
令和6年11月8日（金）午前10時から正午まで
- 試験場所
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号
兵庫県中央労働センター 2階 視聴覚室
- 試験科目
 - 砂利の採取に関する法令事項
 - 砂利の採取に関する技術的な事項
- 受験手続
 - 提出書類
ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ (https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000003.html) に掲載。又は、兵庫県産業労働部地域産業立地課において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦6センチメートル、横4センチメートルのサイズのものとし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に110円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

令和6年10月1日（火）から同月16日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和6年10月16日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

(4) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付ける、又は受験手数料7,600円を電子納付すること。電子納付を行った場合は、電子納付番号を受験願書の所定欄に記載する。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

令和6年11月29日（金）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県ホームページ (https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000003.html) に掲載。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班
電話 (078) 341-7711 内線3584



兵庫県告示第884号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次の県道の路線を変更する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

旧新別	路線名	起点	終点	重要な経過地
旧	但馬空港線	豊岡日高線	豊岡市上佐野	
新	但馬空港線	豊岡日高線	豊岡出石インター	



兵庫県告示第885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように決定し、令和6年9月23日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年9月20日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 但馬空港インター線	豊岡市上佐野字長尾谷404番3から 同 市上佐野字嶋1702番1まで	新	9.0から 55.0まで	1,623.0	



兵庫県告示第886号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年9月23日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和6年9月20日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 但馬空港線	豊岡市戸牧字本谷2074番3から 同 市上佐野字嶋1702番1まで	旧	9.0から 368.0まで	3,542.0	予定地
	豊岡市戸牧字本谷2074番3から 同 市戸牧畑ケ中1830番7まで		14.0から 78.0まで	1,924.0	
	豊岡市戸牧字本谷2074番3から 同 市戸牧畑ケ中1830番7まで	新	7.0から 111.0まで	1,905.0	



兵庫県告示第887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和6年9月23日から供用を開始する。

その関係図面は、令和6年9月20日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 豊岡出石インター線	豊岡市戸牧字肱田897番5から 同 市戸牧字大田929番7まで	旧	25.0から 46.0まで	273.0	予定地
	豊岡市戸牧字大田929番7から 同 市戸牧字イチゴ谷992番11まで		18.0から 80.0まで	347.0	
	豊岡市戸牧字肱田897番5から 同 市戸牧字イチゴ谷992番11まで		新	17.0から 207.0まで	



兵庫県告示第888号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 商号又は名称 株式会社はるかエステート
- 2 代表者氏名 横田 健太
- 3 事務所所在地 姫路市佃町9番地グリーンパークビル301
- 4 免許証番号 兵庫県知事（2）第451464号
- 5 免許年月日 令和3年2月1日

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	A306968	令和8年3月19日	南あわじ市	淡路県民局	令和6年7月

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販 売業者の所在及び名称	交付県民局、 県民センター	紛失 年月
100 リットル 券	農業	H11 3481830	令和7年 3月24日	1	南あわじ市広田広田97 -5 あわじ島農業協同組合 広田給油所	淡路県民局	令和6 年7月
50 リットル 券	農業	H11 3481831 ～ H11 3481838	同 上	8	南あわじ市広田広田97 -5 あわじ島農業協同組合 広田給油所	淡路県民局	同 上
20 リットル 券	農業	H11 3481839 ～ H11 3481848	同 上	10	南あわじ市広田広田97 -5 あわじ島農業協同組合 広田給油所	淡路県民局	同 上

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アイモール高砂ショッピングセンター
 所在地 高砂市米田町島字才田42番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
モリスホールディングス株式会社	高砂市米田町島83番地の1	森本 幸吉
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	大阪市北区梅田二丁目5番25号	増田 宗昭
株式会社本多	高砂市北浜町北脇257-2	本多 弘幸

 外5者
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社ニトリ	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似鳥 昭雄

 外5者
- 4 変更年月日
 令和6年7月10日ほか
- 5 届出年月日
 令和6年8月29日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 令和6年9月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和7年1月20日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~  
**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 高砂市梅井三丁目451番1の一部、451番3、452番1、452番2、453番1から453番6まで、460番1の一部、452番2地先里道、453番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市辻井一丁目1番23号  
株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤鹿保生

- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年8月7日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-1-2号（5高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年9月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市米田町米田新字庚申前186番65、187番の一部、188番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町島2番地  
ヤング開発株式会社 代表取締役 伊藤勝之
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和6年3月19日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-42号（5高砂）

**病院局公告**

**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年9月20日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名  
検査試薬SPDシステム保守管理業務 一式
- (2) 仕様  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (4) 履行場所

| 病院名              | 所在地              | 場所  |
|------------------|------------------|-----|
| 県立尼崎総合医療センター     | 尼崎市東難波町2-17-77   | 検査部 |
| 県立西宮病院           | 西宮市六湛寺町13-9      | 検査部 |
| 県立加古川医療センター      | 加古川市神野町神野203     | 検査部 |
| 県立はりま姫路総合医療センター  | 姫路市神屋町3-264      | 検査部 |
| 県立丹波医療センター       | 丹波市氷上町石生2002-7   | 検査室 |
| 県立淡路医療センター       | 洲本市塩屋1-1-137     | 検査部 |
| 県立ひょうごこころの医療センター | 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3 | 検査部 |
| 県立こども病院          | 神戸市中央区港島南町1-6-7  | 検査部 |
| 県立がんセンター         | 明石市北王子町13-70     | 検査部 |

※県立西宮病院と県立がんセンターは契約期間中に移転を予定しており、移転後の施設も対象とする。

- (5) 入札方法  
上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 検査試薬SPDシステム保守管理業務仕様書に定める業務を行うことができること。

## 3 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

### (1) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県病院局経営課業務班  
電話（078）341-7711 内線3450

### (2) 交付期間

令和6年9月20日（金）から同年10月4日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## 4 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間

### (1) 申込の提出場所及び問合せ先

上記3(1)に同じ。

### (2) 申込期間

上記3(2)に同じ。

### (3) 開札の日時及び場所

令和6年10月31日（木）午前10時 兵庫県庁1号館2階会議室

### (4) 入札書の受領期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年10月30日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 5 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年10月29日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

### (3) 契約保証金

落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

## (4) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日を終期とする入札保証保険に加入すること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- シ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、期日までに定められた入札保証金を納めない場合、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

**公安委員会規則**

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月20日

兵庫県公安委員会  
委員長 澤田 隆

**兵庫県公安委員会規則第9号****兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
別表第3の2一般国道の部483号の項中「豊岡市上佐野字欠落131番1」を「豊岡市戸牧字イチゴ谷992番7」に改める。

附 則

この規則は、令和6年9月23日から施行する。



## 警察本部公告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年9月20日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
兵庫県警察ファイルサーバ等一式賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年9月6日
- 4 落札者の名称及び住所  
JA三井リース株式会社 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号
- 5 落札金額  
3,534,080円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年7月26日